

康熙年間の満文史料からみた西安周辺の 気候・災害・農業・水利 —清朝の帝国支配と自然環境—

齊 光

1. はじめに

本稿は、康熙三十年代初期（1692～1694）の川陝総督フォロンが上奏した満文奏摺を利用して、当該時期における西安府およびその周辺地区の雨雪の量・農産物の種類や収穫・自然災害の状況・水利水運の利用などを明らかにする。清朝は帝国として漢地支配のために、環境問題についてどのように対策・行動していたのか、その一端を解明し、当時の自然環境と人間社会との関係を検討したい。

筆者は歴史学、とくに清朝政治史を主に研究してきたが、現在は上海にある復旦大学歴史地理研究中心に勤務している。ただ、筆者は歴史地理学について、自然地理そのものを直ちに探求することではなく、あくまでも歴史上の人間社会と自然環境との関係、いわゆる「人地関係」を検討する学問だと考える。人間社会と自然環境が互いにどのように結びつき、影響を与えつつ現在まで辿ってきたか、を考察することがこの歴史地理学の責務であろう。

その一方で、筆者は17-18世紀における清朝とモンゴル・チベットとの政治外交関係を研究してきた。清朝は、満洲アイシン=ギョーロ氏出身の皇帝を奉戴する帝国として、モンゴル・チベット・回疆を支配していたが、一方、漢地に対しても268年にわたり統治を行っていた。漢地は内地で中心部、モンゴル・チベットは辺疆で非中心だと理解することは清朝の帝国としての性格に背くし、また清朝の多様な統治理念や支配方法にも合わないことになる。そのため、各民族や居住地域と清朝皇帝との直接の関係を重視する必要がある、清朝皇帝と漢地との関係も再検討しなければならないと考える。

先行研究において、清朝の漢地統治は、おおよそ政局史や社会経済史、あるいは軍事征服史の面で進んできたといえよう。ただ、漢地は伝統的・典型的農業地帯であり、農業生産は生活のすべての礎になっていたばかりでなく、そこで獲られた財産は古代中華王朝やその政

権構造のあり方を支えてきたことも周知のことであろう。中華王朝歴代の有能な君主はおおよそ、社稷神を祭り、農業を重んじて力を注ぎ、民衆を安逸にしたと中国古代史書によく記されているが、そこにあるのはやはり農業国家に適した「農本主義支配理念」である。入関し漢地を統治した満洲人の清朝皇帝であってもこの「支配理念」の外にいることはできなかった。その古代中国の農業生産は自然環境と密接に結びつき、その豊作・凶作は、天候の安定や自然環境の優劣に強く影響を受けていた。農業生産と直接関連する自然環境について、清朝皇帝はどう考え、動いていたのか。皇帝が行う、典籍に遵って社稷神を祭って豊作を乞う・雨神を祭って雨を請う・堤を築いて洪水氾濫を防ぐなどの国家儀礼や基本的活動は既によく知られており、ここで論ずる必要はない。現実的に・具体的に、清朝皇帝は自然環境の問題をどう考え、行動し、農業生産や社会秩序をどのように整え支配を維持していたのか、その詳細を理解したい。

このため、本稿では西安という漢地の一中心地を取り上げ、異民族帝国であり、また最後の中華王朝にもなる清朝の国語——満洲語で書かれた奏摺を利用して、清朝入関後の第二代皇帝——康熙帝の漢地支配の一環を解明する。

なお、ここで利用する満文奏摺の上奏者フォロン（佛倫）という人物は、清朝政権の根幹でもある八旗満洲の正白旗出身の大臣であり、康熙帝の直属の側近的存在になる。彼は非常に有能であり、三藩の乱（1673-1681）後は、まず穀物調達の大運河の安全を確保するため、山東省の済南府に派遣されて山東巡撫となり、その後の康熙三十一年（1692）から西安に転任し、四川陝西総督（以下「川陝総督」と呼ぶ）となった。

先行研究において、内田直文氏がフォロンを含めた当該時期活躍中の満洲人官僚の満文奏摺を利用して、康熙三十年間の西北＝陝西への穀物調達問題を論じている^[1]。氏は「陝西・甘肅に山西を加えた西北地域に穀物備蓄を形成する方針が、康熙三十年代の康熙帝と満洲人官僚の満文奏摺に見られ、その備蓄が軍事上に重要な意味を持っていたことや、この時期以降、奏摺が多用化されるようになることから、当該時期の穀物調達問題を扱うことは、清朝の奏摺制度の成立過程を考察する上で重要である」との問題意識から、「康熙三十年（1691）に陝西省西安・鳳翔二府で生じた災害における穀物調達の実態を、康熙帝と満洲人官僚との人的ネットワークを中心に明らかに」している^[2]。論証は綿密であり、非常に有力な論文であるが、氏の論点として、康熙帝と満洲人官僚が満文奏摺を利用して陝西へ穀物の調達・備蓄・集積をしたことは、ジュンガル戦を展開するためとの前提に立っている。確かに、康熙二十九年のウラン＝プトン戦役後、康熙帝の対ガルダン戦争再発への配慮である可能性は否定できないが、より前線に近い甘肅の穀物まで西安へ運んでいたことは、やはり当時の西安周辺で起きた自然災害の救済が第一に重要視されていたのではないかと考えられるのである。

本稿では、康熙帝が漢人社会に対する情報の安全確保のため、満洲人側近との間に満文奏摺を利用して意見交換をしながら、西安周辺の災害や自然環境の情報を収集して救助対策を論じ、陝西で大規模反乱の発生をいかに防いでいたのか、を考察する。

なお、内田直文氏はもう一つの論文「清代康熙年間における奏摺政治の展開」^[3]において、康熙帝の即位初期から康熙二十年代にかけて、帝権確立をめぐる政治過程から奏摺政治が展開された政治的理由を考察し、清朝内廷の権力構造の変化の中で、康熙帝は自己を中心とする政権再編の必要性に迫られ、そのため奏摺を使用しはじめたとする結論を述べている。筆者も同意見であり、奏摺の起源を清朝内廷の動向からみることは非常に重要だと考えている。一方で、康熙帝と満洲人官僚との間で結ばれた関係の性格や満洲政治の特徴も重視する必要がある、政局史として考えるだけではやや不足に思える。本稿において、筆者は清朝の北方モンゴルで起きたガルダン戦争がもたらした内外情勢の緊迫と連動を視野に、康熙帝が満文奏摺を帝国統治の政務にいかん利用し漢地の自然環境情報を収集しはじめたのかを論じたい。すでに南モンゴルを安定的支配下に入れ、ハルハ＝モンゴルの内政にまで介入していた康熙二十・三十年代の清朝について、ただ満・漢だけからみてはいけなと考えるものである。

2. 清朝の奏摺と自然環境についての情報収集

奏摺とは、清朝皇帝が支配を維持し、また国家事務を巧妙かつ柔軟に処理する目的で康熙朝前期に編み出した一種の秘密文書である。当初、奏摺は一般の大臣・官僚が提出するものではなく、皇帝の許可を得た側近しか提出できないのが特徴であった。一般の臣下は題本や奏本を提出して、朝廷の表にあって公私の事を論じ任務を遂行するのに対し、奏摺の上奏者は収集した各種の情報を裏で皇帝に上奏し意見交換などをして、直接かつ円滑に事を処理していた。このため、奏摺は公文でありながらも、秘密文書と言われてきたのである。

清朝の奏摺は、概ね満洲語と漢語で書かれた二種類であり、前述の形態をとりつつも、共に文書行政主義にもとづいている。当初、満洲人は満洲語で書き、漢人は漢語で書くことになっていたが、八旗出身の大臣で満洲語・漢語の両方ができる人物は、その内容を漢人に知られたくないときは満洲語を用い、満洲・モンゴル人に知られたくない場合は漢語を用いて上奏していた。このことについては、雍正（1723-1735）初期における雍正帝と年羹堯との間でやりとりした奏摺が有名である。時代の流れに伴い、乾隆以後の八旗満洲人は次第に自分たちの母語を失っていったが、モンゴル・チベット駐在の旗人弁事大臣はなお満文で上奏することが公式に求められていたのである。

現存している奏摺の最初のもは、康熙三年（1664）のもので、和碩安親王をはじめとし

た満洲宗室王公たちが共に事務を処理したことを記した奏摺である。しかし、現在の中国第一歴史档案馆や台北故宫博物院の保存状況から見れば、奏摺が本格的に用いられたのは、やはり康熙二十八年（1689）以降のことになる。康熙三年から二十八年までの間のものはわずか17件しかないが、二十八年に至り、康熙帝は一気に大学士イサンガ（伊桑阿）・山東巡撫フォロン（佛倫）・両江総督フラタ（傅拉塔）・蘇州織造李煦・江寧織造曹寅らに、つぎつぎに奏摺上奏の任務を与えて、該当地域の気候・穀物・自然災害・社会動向などの情報を密かに報告するように求めた。これが実質的奏摺制度のはじまりと言えるだろう。

康熙帝が奏摺を使用し始めた康熙二十八年は、清朝が実に国家的危機に直面していた。それは、北方のモンゴル戦争である。康熙二十七年（1688）、西オイラト＝モンゴルのジュンガルの君主ガルダン＝ボショクト＝ハンが三万の軍勢を率いてハルハ＝モンゴルに侵入し、大戦乱を引き起こした。ハルハ＝モンゴルの何十万もの人々が清朝領内の南モンゴルへ避難し、康熙帝に保護を求めると、この戦乱により、清朝の北方辺境が非常事態に陥り、康熙帝を甚だ慌てさせた。当時、康熙帝は急遽北京の八旗軍と南モンゴルのジャサク軍を動員し防衛体制をとったが、その一方で、漢地の安定と漕米の確保も急務となった。三藩の乱最中の康熙十四年（1675）、南モンゴルでチャハル部「ブルニの乱」が発生した際、清朝軍は殆ど南下しており、北京に守備部隊がなくまた正規軍を鎮圧に使えない非常に危険な事態を経験した康熙帝は、今回のガルダン戦争においても、なるべくモンゴルの地と漢地で両面作戦をすることを避ける必要があった。従って、漢地の安定を保証し、漢人の反乱を防ぐためには、情報の安全は最重要になり、政務を秘密にすることが求められた。そのため、康熙帝は上述した側近たちに奏摺を出す任務を与えたと考えられる。一方で、満洲の政治伝統により設けられた清朝最高の政治機関である「議政王大臣會議」も相変わらず運営されており、ハンの権力がこの合議制の会議のもとでは制限され、中華王朝の皇帝のように独裁できないので、事務処理の効率や一元的支配を追求する康熙帝の頭を悩ませていた。これもまた康熙帝が奏摺を本格的に用いた一因であろう。

そのような状況のもと、康熙三十一年の秋、フォロンが山東巡撫の任から、川陝総督に転じた。清朝の総督とは、一つないし幾つかの省における行政・軍事・財政・治安を総括して監督するために皇帝によって地方に遣わされた大臣である。一般的に、総督は兵部の右都御史に任じられているため、地方の事務を直接処理するのではなく、巡撫・布政使・按察使・提督らを統括するのが主要な任務になる。清朝の特徴として、漢地の統治には概ね八旗漢軍出身の有能者を総督に任じることが多いが、重大事件の処理や重大任務の遂行には、やはり八旗満洲出身の者が派遣されていた。フォロンは正白旗満洲人で、康熙帝にとって信頼できる有能な側近であったことは間違いない。康熙帝とフォロンは奏摺を通して、密かに事務を

処理する基礎を作っていた。このほか、フォロンが西安に派遣された理由は以下の二点にあると考えられる。①当時の陝西省では早魃災害と飢饉が発生しており、民衆反乱を未然に防ぎ、速やかに救済する必要があった。明末の大規模農民反乱はほとんど陝西省で発生しており、また三藩の乱（1673-1681）最中の康熙十三年（1674）に、陝西提督の王輔臣が呉三桂に呼応して清朝に反乱したことから、康熙帝は陝西の統治を重要視していた。②川陝総督の管轄下にあった甘肅辺境にオイラト＝モンゴル人が侵入し、清朝との関係が緊張していた。西安は清朝西北辺境防衛の中心地であるため、康熙帝は軍事防衛のこともやはり側近のフォロンに期待していたのであろう。

3. 気候についてのフォロンの奏摺

新職に赴任したフォロンが、済南府から西安府に行く途中の康熙三十一年十一月二十五日（西暦1693年1月1日）、早速以下のような気候情報の奏摺を上奏した。

総督・臣フォロンが謹んで上奏する。大いに雪が降ったことを謹んで奏聞するため。奴才われはさきに任地に来るとき、陝西の境内に入って、道端を見れば、ある程度に雪が降っていた。近ごろ十一月十五・十六日、二十二・二十三日などの日に、主の福により、また大いに雪が降って、その厚さは一尺余ある。民衆の話によれば、「この何年間は、このように雪が降ったことは一度もない。今はこの雪を得たので、来年の麦は必ず収穫できる」と、みな大いに喜んで互いに話している。このため奏聞した。康熙三十一年十一月二十五日。

朱批の旨：京城にもまた充分に雪が降った。陝西で雪が降ったことを聞いて、甚だ悦んだ^[4]。

この奏摺は、フォロンが山東巡撫の任から川陝総督に転じて西安に赴任する途中、初めて陝西の境内に入ったとき、ちょうど雪が降ったので、その情報を密かに上奏したものである。フォロンは雪が降った時間やその大きさ・厚さなどの情報を報告するばかりでなく、民衆たちの話を取り上げて、雪の量と農業の直接な関係を強調している。そこでは、大雪が降ったので来年の農産物を収穫できるとして、実りが期待されている。これに対し、康熙帝は朱批の旨で「京城にもまた充分に雪が降った。陝西で雪が降ったことを聞いて、甚だ悦んだ」と書き、フォロンとの共感を記し、立場を示した。ここから、我々は当時の康熙帝とフォロンの間に、雨雪気候に対する一体感があることを看取できる。その背景には、漢地社会の安定

に直接に関連する農業についての二人の重要視があることは言うまでもない。フォロンが川陝総督の任にあったときの奏摺のうち、雨・雪などの気候についてのものは上述の一つだけであるが、山東巡撫のときには、幾つかの奏摺の中で気候を上奏している。また、フォロンの後に陝西巡撫になったフワシアン（華顯）という人物の奏摺の中にも、多数の気候報告が含まれている。康熙帝にとって、西安周辺の雨雪気候の情報を掌握することは、フォロン以後の時代を経て、徐々に慣習化・制度化されたのであろう。

4. 自然災害についてのフォロンの奏摺

前述したように、フォロンが山東巡撫の任から川陝総督に転任した直接の理由は、当時陝西省の西安・鳳翔両府の地で旱魃災害が発生し、速やかな救済を必要としたためであった。そこで、西安に到着したフォロンは、早くも康熙三十一年十二月二十一日（西暦1693年1月26日）、以下のような奏摺を康熙帝に上奏した。

総督・臣フォロンが謹んで上奏する。被災した州県に調べに行くことを明らかに上奏し、天顔を仰ぎ、恩懐は極まりないため。奴才われは川陝総督に任命されて以来、〔康熙帝は〕絶えず珍奇・温良な旨を降され、「早めに乗駟して任地に行け」というので、敢えて旨に背けないことから、奴才われは速やかに行き、十一月三日に潼関に至って、侍衛のトンチャン（佟昌）・ナリン（納林）と逢った。……奴才われは職を承って見れば、西安・鳳翔所属の地では、民人が流徙し、畑が荒廢して、崩壊は極みに至っている。こうなった状況を奴才われは以前、「天災のみにおしつけてはならない」と述べ尽し上奏した。そのとき降された旨は、「汝の肺腑の忠誠を慈しみ、朕はさらに涙が出た」とあり、奴才われはこの珍奇たる旨をみて、腹中は甚だ陶然として、肝胆が崩れて、手足もとりあえず、ただ主子たる父を呼び、日が暮れるまで叫んで泣いた。赤心を持って、忠誠を尽くし、知った全てのことを、公正を堅持して述べ出して上奏することは、奴才われの行うべきことである。これに相応しくない旨を、奴才われは如何に承ることができようか。このため日夜分けずに、ただ主子たる父の金顔を一度だけでも、気持ち満々に仰ぐことができたら、死んでもなお安心できると思ってきたのである。だが、一方で考えたことは、万歳の主子がわれに委ねた任務は甚だ重大で、これらの被災地を奴才われはできるだけ尽力し、来年以内に即ち救済して安撫することで、主子たる父の憂慮の気持を早く悦ばすことができなかつたら、天地のような高厚なる恩に、何をもって報いることができようか。そのため、何度も考えて、万歳の主子の平安を請うため京城にいき

たいと奏請することをしばらく止めて、西安・鳳翔の被災した州県に、奴才われは自ら巡撫を率いて、地を分担し、残った民人たちの生活の様子、流徙した民人たちが生業に戻ったか否か、畑の荒廢は多いか少ないかを、一つ一つ自ら踏査し、それから流徙した人々を如何に速やかに帰すか、荒廢した場所を如何に速やかに開墾させるか、地方を如何に速やかに助けるかを、心を尽くして議論し、旨を奏請しようとする。この事に関したことは甚だ重大であり、奴才われは自ら踏査しないといけない。州県に調べに行くことを明らかに上奏した。このほか、奴才われは天顔を仰いで懐かしむことは極まりがないので、謹んで明らかに上奏した。康熙三十一年十二月二十一日。

朱批の旨：朕の身体は大いに健安である。汝は心を緩めて、事を速やかに成功させてから、平安を請うため来るのなら、また遅くないであろう^[5]。

この奏摺から、まずフォロンが転任した理由がはっきりと分かる。即ちフォロンが言う「奴才われは川陝総督に任命されて以来、絶えず珍奇・温良な旨を降され、『早めに乗駟して任地に行け』という」部分であり、康熙帝がフォロンを陝西省の被災地調査・救済のために西安に派遣したことが一目瞭然である。フォロンも康熙帝の意思を理解しており、「万歳の主子がわれに委ねた任務は甚だ重大で、これらの被災地を奴才われはできるだけ尽力し、来年以内に即ち救済して安撫することで、主子たる父の憂慮の気持ちを早く悦ばすことができなかつたら、天地のような高厚なる恩に、何をもって報いることができようか」と任務に励むことを誓っている。ここで、フォロンが康熙帝のことを「主子たる父 (Man. : ejen ama)」と呼んでいるが、これは二人が父子関係にあるということではなく、当時の満洲人が清朝皇帝に対して使った特別な呼称である。つまり、属民であるフォロンは自分の主君たる康熙帝のことを、自分の父よりも親しい人だと見なすという意味である。フォロンのこの言葉から、当時の満洲社会にある「主子 (Man. : ejen) と属民 (Man. : harangga)」の主従関係を看取できる。この関係の軸は「属民である臣下は主子に対して命がけで尽力するのに対し、主子たる皇帝・王公は恩を降して属民を養育・奨励する」ことにある。両方の間にいったんこの関係が結ばれると、地理空間の遠近・官職の高低・職務の区別にもかかわらず、属民は主子のために尽力し、主子はその功績を認めて奨励を与えるのである。またこの関係は隷属性が明確であり、秩序が社会内部で認められているので、主子と属民の関係は非常に密接的・信頼的・私的な主従関係になる。そのため、康熙帝は「汝の肺腑の忠誠を慈しみ、朕はさらに涙が出た」と、普通の皇帝政治の場では表に絶対だしてはいけない「涙が出た」なる言葉を、この奏摺ではフォロンに率直に述べている。まさにこのような私的主従関係に基づいた奏摺制度によって、清朝皇帝は臣下の満洲人を尽力させることができ、その支配は有効であった

だろう。フォロンはこのような主従関係に基づいて康熙帝のため一生懸命に働き、地方事務を処理していた。

続いて、フォロンは「西安・鳳翔の被災した州県に、奴才われは自ら巡撫を率いて、地を分担し、残った民人たちの生活の様子、流徙した民人たちが生業に戻ったか否か、畑の荒廃は多いか少ないかを、一つ一つ自ら踏査し、それから流徙した人々を如何に速やかに帰すか、荒廃した場所を如何に速やかに開墾させるか、地方を如何に速やかに助けるかを、心を尽くして議論し、旨を奏請しよう」とした。どうしてフォロンは被災した陝西省の州県を自ら一つ一つ踏査しなければならなかったのか。四川・陝西の両省を監督する大臣として、配下の巡撫・提督・布政使らを派遣して被災地を調べるのではだめだったのか。これについて、フォロンは上述の奏摺で「この事に関連したことは甚だ重大」であるからと、被災地に関連したことは重要であるためとの認識を述べている。その関連したことは一体何か。清朝は、順治元年（1644）年に入関して漢地を征服したが、その後も漢人の反発は強かった。そのため、いまだ清朝の統治者は漢人を簡単に信頼できない状態にあった。また、康熙帝は幼少のときに即位して、「輔政四大臣」との暗闘と不信があり、思うままに政治ができなかったことから、疑心が深く、地方州県のことであれ側近を遣わして直接調べたかっただろう。さらに、康熙十二年（1673）から8年間続いた三藩の乱により、清朝の国家収入は減少し、社会は疲弊し不安定となったが、その後康熙三十年代にあっても、財政的にはまだ完全に回復していなかった。社会不安から民衆反乱が起こらないように、康熙帝とフォロンとは上下一致して努力しなければならなかった。その他、先に述べたように、明末の農民反乱軍の首領である李自成・張献忠らはみな陝西省出身で、やはり自然災害による社会の疲弊をきっかけに陝西省で反旗を翻したことが、直近の康熙十三年には三藩の乱に呼応して王輔臣が陝西省で事件を起こしたことなどもあり、「陝西」の存在はこの時期の清朝にとっては特別であった。以上の理由によって、康熙帝の側近であるフォロンは、主子の意思をくんで地方の州県に自ら赴き、被災地の実情を目で見て上奏しようとしたと考えられる。

そして、まもなくの康熙三十二年正月十八日（西暦1693年2月22日）、フォロンは自ら踏査して得た情報を奏摺により康熙帝に上奏した。その内容は以下のようである。

総督・臣フォロンが謹んで上奏する。調べてみた被災の州・県の民人、地方の情勢について謹んで書き出し、憂慮した聖心が少しく癒されることを請うため。西安・鳳翔両府所属の地が被災し、民人が流徙し、畑が荒廃した事情のため、皇帝は日夜分けずに憂慮し、内庫の銀子と各省の錢糧・穀物によって支援し、運んできて分配し救助した。種子を給与し、現在は今年の錢糧と歴年積欠の錢糧をすべて免除し、各項の事情をすべて周

到に謀った。いかに古の聖なる帝王であれ、このようにできたものはいない。奴才われは去年十一月三日に潼関につき、潼・商の道員に厳しく委ねて、「潼関・耀州・寧羌州・広州・隴州・華亭・三水・宝鷄などの八路の州県に牌文を送り、各省に流徙しに行った民人は戻ってきた者がいるか否か、省内の民人が省を出て流徙しに行った者がいるか否かのことを、一つ一つに明白に調べて、半月に一回報告せよ」と委ねた。また職務を承ったあと、江南・直隸・山西・河南・湖広・四川などの六省に、皇帝は民を赤子のように慈しみ、内庫の錢糧と他省の米・錢糧を速やかに運んできて救助した。またつぎつぎに広大な恩を施し、歴年積欠の錢糧を免除したことを挙げて書いた。また「冬に大雪が降り、麦の収穫がよい」と人を招集するための告示文書を作って、各省の総督・巡撫らに送り、流徙する民がいる州県に与えて、ことごとく通知させるように送ったのである。いま潼関などの地から、「流徙した民で戻ってくる者が絶えない」としばしば報告がある。「省から出て流徙した者が一人もいない」ともいう。報告した数を調べて見ると、帰ってきた民の人口は一万近くいる。奴才われは、巡撫ウエヘ（倭赫）とともに被災した州県に自ら踏査してみれば、西安・鳳翔所属の州県の畑は、六・七分に荒廃したものがあれば、三・四分に荒廃したものもあり、すべてを種まきしたのもある。いま種まきした畑をみれば、麦・豌豆の生長は甚だよい。民衆を調べてみれば、流徙した者が七・八分のところも、また四・五分、一・二分のところもある。各州県の流徙民は、いまつぎつぎに戻ってきている。荒廃した畑すべてを併せて計算すれば、五万二千一百頃あまりになる。奴才われの考えによれば、陝西省は辺境と繋がっているので、ほかの省と比べてはいけな。いかに山にある畑といえども、畑が肥えていて、民衆が勤勉なので、半寸の荒地も残さなかった。そのため、本省の穀物は本省の兵民の需要に足りていたのである。この省の畑は、いかにしても一日も荒廃させてはいけな。奴才われを主たる父が挙用し、省を治めるよう置いた。天地のような厚恩に、奴才われは何をもって報いることができようか。ただこれらの被災地を、今年内に必ず畑をすべて熟させ、民をすべて返させ、主子が教えて指示した論旨を頭に奉戴し、省内すべての文・武・将官・兵・民をみな各々会得させれば、こうしてこそ主子の挙用した恩に少し報いることができる。それにしても、被災した各州・県・衛の種まきした畑は荒廃した畑より多く、また麦は収穫でき、流徙する民はみな戻ってきている。ただ高陵などの四・五州県の民は流徙した者が少し多いが、それ以外の州県のいま種まきした畑はよい。大体は妨げにはならない。しかも、皇帝の恩は陝西省のあらゆるところに至ったので、高德は天に通じ、去年の冬は充分に雪がふって、今年正月十二・十三日の二日間で日夜分けずに雨もふったので、いま種まきした麦は必ず収穫できると期待している。未だに種まきしてな

い畑も均べて種まきできる。このため、奴才われは地方を巡査し、州県の畑・民人の情勢を明白に見ながら、必ず今年内で救助できるよう何度も考えて、各々の州・県・衛の官員らに牛・農具・種子の値段を計算して銀子を与えて、奨励・懲罰の律例を厳しく定め、併せて必要な三十七万兩余の銀子を一面に動かして使いたいと命を賭けて議論し上奏したのである。この事について、万歳の主子が叡鑑にて許可いただければ、荒廃した畑を今年内にすべて熟させることができる。流徙した民は間もなくみなもとの生業に戻ってくる。ただ奴才われが日夜憂慮していることは、聖体が大事に多く苦しみ、この陝西省が災害に遭遇して以来、主子は一時も休まずに考え、一切のことをすべて周到に謀り、省のことを救助した。いままた襄陽の穀物を西安府に送って販売させ、穀物の価格を平らにするため大臣を派遣してきたことを、陝西省の兵民が聞き、雀躍し喜んだ。主子はただ陝西省のために未だに憂慮している。われらのような奴才を養ったのは何のためであろうか、必ず心を尽くしてできるだけ奮闘し、地方のすべてを治して、やっと奴才われの心意が完結できるだろう。そればかりでなく、今後穀物の値段が徐々に下がればまだよく、恐らく上がることはないだろう。いま西安の穀物は、一石が三兩八・九錢である。主子たる父が、陝西のため憂慮していることを知って、奴才われは陝西省が妨げにならないことを挙げて謹んで上奏した。主子は叡鑑にて憂慮を癒し、心を安らかにしていただけないか。康熙三十二年正月十八日。

朱批の旨：汝の密かに上奏したことを知って、心中は大いに悦んだ。ただこれらの言葉は、おもての題本にどうしても書き込んではいけない。今年、京城の周辺にはまた望ましい情景がある。朕の身体は甚だよい、顔もまたよい。事情が少なければ、以前と何の関わりがあるのか。汝は苦しい地に委任され、心を尽くすので、ひまを見て自分の憂いを解くよう休養すべし。自分の身体を休養することは、即ち主子に長久に尽力するということだ^[6]。

まずここで注目すべきは、「内庫の銀子と各省の錢糧・穀物によって支援し、運んできて分配し救助した。種子を給与し、現在は今年の錢糧と歴年積欠の錢糧をすべて免除し、各項の事情をすべて周到に謀った」という部分である。すなわち、西安周辺の被災地を救済するため、康熙帝は清朝の国庫の貨幣と各省からの支援物資や穀物によって支援を行い、また農産物の種子を与えて農作の便を図り、さらに当該年分と歴年積欠の国家に納めるべき税金を免除した。これらは一般的な支援救済政策として、中華歴代王朝において普通に行われてきたものである。ただ、康熙帝は清朝入関後から二代目の皇帝であり、征服直後の漢人の人心を取める政策として、民衆の負担を軽くする「仁徳的政治」を行おうとしたのであろう。そ

れ故、フォロンは「いかに古の聖なる帝王であれ、このようにできたものはいない」と称揚を述べたのである。

その一方、現地派遣の大臣としてフォロンは非常に現実的な対応をとっている。赴任する途中、康熙三十一年十一月三日の潼関（陝西省の境界）についたばかりの時に、すぐ潼関・商州の道員らに文書を送り、潼関・耀州・寧羌州・広州・隴州・華亭・三水・宝鶏など八路の州県から、周辺の各省に流徙した民人、また回郷した民人について、一つ一つ明確に調べて報告するよう命令した。流徙した民人とは、災害・戦争・飢饉などの発生時、周辺地帯に食物や生存を求め国家の管理を無視して移動した人々を指す。一般的に言えば、政府の対策が効を奏し救済作業が成功した場合、流徙した人々は秩序を保って安置されるが、政府が失敗した場合、あるいはその誘導施策を誤った場合には、人々が政府に対して乱暴を働き、反乱を起こす可能性が高かった。漢地の安定を保つために、フォロンは流徙した人々のことを優先して解決する必要があったのであろう。

次いで、フォロンが重視したのは、被災地の農業生産の回復である。フォロンはまず自ら現地に調査に赴き、民の流徙によって荒廃した畑の範囲や荒廃の程度を調べた。そして、荒廃した畑に流徙した民を帰らせて農業生産を回復させるべく、フォロンは「各々の州・県・衛の官員らに牛・農具・種子の値段を計算して銀子を与えて、奨励・懲罰の律例を厳しく定め」た。これによって、陝西省の被災地は徐々に自給自足を回復し、また康熙帝は周辺の地からも援助の穀物を送っており、それは被災地の救済を大いに利するだろうと述べている。フォロンの考えでは、被災地の救済の要点は、流徙の民を帰らせて農業生産を回復し、自給自足させることであった。それにより、被災地自体が自力救済を行うのみならず、周辺地の支援が不要になって各省の負担が軽くなることで、漢地社会の全体的な安定を図ったのである。この計画に対し、康熙帝は朱批の中で「汝の密かに上奏したことを知って、心中は大いに悦んだ。ただこれらの言葉は、おもての題本にどうしても書き込んではいけない」と、フォロンが報告した陝西省被災地の情報や周辺各所への流徙民のこと、さらにはフォロンが呈した救済策について、しばらく題本を使って公にしないよう要求した。やはり康熙帝は被災地情報の漏洩によって、漢地の「天下」が不穏になり、清朝の統治、ここでは康熙帝とフォロンの計画が進まないことを恐れていたのであろう。

5. 農業についてのフォロンの奏摺

上述したように、康熙帝とフォロンの被災地救済計画では、西安周辺の農業生産を回復させることが重要視されており、当然フォロンの奏摺でも農業生産についての内容は少なくな

い。以下はその中の一例である。

総督・臣フォロンが謹んで上奏する。麦の収穫の概況を先に奏聞するため。陝西省は、聖主の恩を承ったことは甚だ極みに至ったので、天の意が戻ってきて、冬の雪・春の雨をつぎつぎと合わせ、被災した州県の麦・大麦の収穫が甚だ肥美であることを、大皇子自身はつきりと見た。そればかりでなく、〔雨神を〕祭って以来、万歳主子の誠心誠意はさらに天まで通り、百姓の民が、雨の降りを思えば、すぐ曇りが広がって雨が降り、晴れを思えば、すぐ合せて晴れる。風と雨が少しも多過ぎたり、不足になったことがない。小民たちがみな話すことは、「我らの万歳主子の恩により、今年は豊作となるため、苦しむことがない」と、喜ばない者がいない。このため、奴才われは西安・鳳翔所属の地に人を遣わして調べてみれば、五月十日以内に各地の麦・大麦は全て刈り終わっている。各州県の収穫の分数を調べに遣わしたが、未だに整理ができてない。全て送ってきたとき、別に分数を明らかに書いて奏聞する。このほか、今年は主子の福によって、大麦・麦の概況を見れば、それぞれにみな早々に収穫できている。ただ豌豆だけは虫にやられて、収穫が少ない。また、麦は刈り終わり、五月十三日から十八日まで日夜を分けず、十分に雨が降ったので、民衆の言によれば、「今回の降った雨こそ、甚だ充分であり、秋の穀物は大いに望ましくなった」という。奴才われは城の周辺の村鎮に行ってみれば、早く種まきした穀物・高粱は一尺あまり高くなっている。また麦・大麦を刈りとった畑では、民衆は互いに争って穀物を種まきしている。この夏は雨水がまた適し、秋の穀物の収穫、穀物を刈りとった畑にまた秋の麦を種まきすることが間に合ったので、陝西省はもとどおりに安定できる。そのため、聖主はこの地のため憂慮する心を緩やかにしていただけませんか。大皇子が来たとき、麦・大麦の豊作を見て主に明らかに上奏したといえども、「この間の麦・大麦の収穫はどうなった」と、主子は必ず心配するので、麦・大麦がよく収穫された概況を先に謹んで奏聞する。また、「ある州県の麦が、一つの幹に二・三の穂がでたこともある」と報告されている。これはみな主子の珍奇なる恩によって生まれたものなので、奴才われは明らかに上奏しないとイケない。教旨が降されてから遵って行う。このため旨を請う。康熙三十二年五月二十三日。

朱批の旨：まさに明らかに上奏して、皆に聞かせるべきである^[7]。

康熙三十二年五月二十三日（西暦 1693 年 6 月 26 日）の奏摺で、フォロンはまず、陝西省の被災地において、去年の冬から雪が十分に降り、今年の春になってからまた適量の雨が降ったことで、主食である麦や大麦など「夏糧（夏に収穫する農作物）」が大いに収穫できた

ことを率先して上奏した。陝西地方では、明朝の初期から「夏税秋糧」と原則では述べられながら、農作物は田賦として扱われることで、実質国家が徴収する土地税となっていた。二期作として、夏糧（西暦の8月まで）では麦・大麦を収穫し、秋糧（西暦の翌年2月まで）では穀物・高粱が主であった。

注目すべきこととして、フォロンは雪、とくに雨が降ったことについて、一つは皇帝である康熙帝の意思が天に通じたため、天の慈しみが戻ってきて、適量の雨を降したのだ、と述べている。これは「天人合一」という、古代中華王朝の統治理念と合致している。即ち、為政者の意思と行動は天と結びついていて、仁徳ある為政者は天に恵まれ、仁徳が足りない者は天に見捨てられ、後者は旱魃・洪水・山崩・地裂など様々な自然災害をもたらすという思想である。フォロンは満洲人であったが、漢地統治にはこのような思想も重視する必要があった。もう一つは、「祭る」ことであった。康熙帝が大皇子（Man. : amba age）をはじめとした皇帝の名代らを遣わして、ある雨神を祭ったが、それにより雨が降り、農作物を収穫できた、としている。

結果としては、被災地の農業生産は徐々に回復し、麦・大麦の「夏糧」、そして穀物・高粱の「秋糧」などはすべて収穫を確認でき、被災地救済に大いに希望が見られたことを奏摺は報告している。フォロンは管轄下にあった各州県の実際の収穫量を記した報告が未着のときも、先に康熙帝に収穫の概況を上奏し、主君の不安を癒そうとした。これについて、康熙帝も安心し、この報告が統治に大いに有利であるとして、フォロンに対する朱批において、「まさに明らかに上奏して、皆に聞かせるべき」と、題本に記して朝廷で報告し、議政王大臣や内閣大学士ら清朝の国家機構の臣官らに聞かせ「天下」の安定を図るよう求めた。ここから、公表文書の題本と秘密文書の奏摺の両方を巧妙に利用し、自然環境の情報をういて清朝の帝国支配を有利に進めることが、当時の康熙帝の重要な支配手段であったことが分かる。康熙帝は幼少から帝位に登基し、「四補政大臣」の補佐そして内部闘争の時期を経て、議政王大臣会議や九卿会議を開いて政務を処理してきた。一方、明朝の制度を継承した内閣においては、まず満漢大学士らが公的文書の題本を選択して処理した後に帝に見せるという行程であったため、権力集中や事務処理の安全性の面で、康熙帝には不利であった。そのため、康熙帝はまず奏摺で話をし、それから題本で出すという手順をとらせ、政務を自分の権力の下で円滑に進ませるようにしている。この例からも、奏摺は重要であったことが分かる。

6. 水利についてのフォロンの奏摺

水利は、厳密には自然環境とは言えないが、水利を使った穀物漕運のために河道を調査し

たことが、当時の西安周辺の自然環境の情況描写に繋がっていると考えられる。以下の奏摺をみってみる。

総督・臣フォロンが謹んで上奏する。旨に遵って水路によって運搬する事情を真実に基づいて述べ、明鑑を請うため。近ごろ、奴才われに降された旨は、「水路で穀物を運搬することはどうなった。大いに有益になることはあるのか」とあった。奴才われは去年任務を承ってから、湖広から運搬した十万石の穀物、及び江淮の十万石の穀物は、すべて到着し、引き続き分与して、軍需に大いに有益になった。それからは穀物の値段が石ごとに五両を超えず、次第に下がるので、万民のうちには残った者がいて、この捨てられた畑を種まきすることができた。流徙した民人を招来できたことは、みな聖主のこのような思慮を尽くしたはかりごとによるものである。奴才われは題本に、「陝西省をこのような良い状態にすることができようか。万歳主子は一時的に緊要な省を助けるため、応変の処置をとって、遠地の米穀で支援するとき、運搬が重なってはいけなところを鑑みて見通した。便利を考えて、湖灘河朔から運ぶ穀物の米を、古から運搬がなかった河によって運搬し、また大臣を遣わして襄陽の米穀を、漢江から商州まで通っている河によって運び、西安に至らせて販売し、穀物の値段を安定させた」とした。皇帝が兵民を真心で慈しみ、各項の事を考えたことは、如何に父母になった人が自分の子供のために考えるとと言っても、このように尽くしたことはないほどである。いま皇帝は珍奇なる旨を降し、「水路で穀物を運搬することには、大いに有益になることがあるのか」としたのは、特に奴才われを穀物運搬の情況を知っていても真実に基づいて上奏させようとすることである。遵って、奴才われは何ぞ敢えて主子たる父親に真実に基づいて上奏しないだろうか。奴才われの聞いたところによれば、湖灘河朔から潼関に至るまでこの一帯の黄河の間には、竜王辿・禹門などの狭い険しい場所がある。水が甚だ急流で、しかも各地に灘があり、（舟を）引っ張る道が断たれている。竜王辿の百里の間では、すべて驢馬に乗せて、人が背負って、陸路で運んで、そして船に乗せてから、潼関へ運ぶことができる。昔から穀物を運んだ道ではないので、航行は甚だ困難であるという。近ごろ、二万石の穀物を草甸に直送することができたのは、みな皇帝の珍奇なる福によって生まれた。奴才われのような者で、珍奇に思わなかった者はいない。また、商州から襄陽に通っている河を調べて見ると、河の源は秦嶺山脈からでている。山が険しく、地形が高いので、河水は急流で、しかも浅い。底はすべて石なので、水が漲ったとき、船を流れに背いて引っ張ることができない。水が退くと、浅いので、航行は甚だ困難である。そのため、商人たちは状況を見て、小さい船に幾石かの米を載せて、商州の竜駒寨まで

運んでいき、小利を図って商売を行っている。ただ一万石の米を竜駒寨まで運搬するときは、一千あまりの小さい船が必要なので、なお簡単なことではない。そのため、奴才われは以前この地を確認して見なかったので、奴才われは自ら湖広・河南の総督・巡撫らと面会し、詳しくみながら、運搬できるか否か、河を修めるか否かのことを、議定し上奏したいと、旨を奏請していた。奴才われの調べによると、内閣学士の徳柱らが言うには、今年二月から運搬した二万石余の米で、四月から今まで、前後にして西安に着いた襄陽の米は、併せてただの三千石余のみである。未だに竜駒寨に着いてないのもあるという。この米を運搬するとき、船夫らが逃避し、竜駒寨に問題なく送ることができないので、民たちの力がまた大いに苦労した。そればかりでなく、この米を西安まで送るには、水路・陸路の費用を併せて計算すると、一石米に三両あまりが必要である。いまは麦の収穫なので、西安省城の米の値段は、一石はただの二両一・二銭の値である。そのため、襄陽の総兵官王化興は自ら西安にきて、彼らの運び集めた米を販売したが、買う人がいないので、ただ百石余の米を販売して、ほかの米を収蔵した。このため、奴才われは、この道による米運搬のことについて密かに教旨を奏請したいと考えていた。この状況を見ると、米運搬の費用をもって、秋の穀物収穫のときに西安所属州県の穀物の値段が低い地から購入して貯蔵したほうがよい。こうすれば、錢糧を浪費せず、民力を苦しめず、しかも陝西省には大いに有益になるであろう。湖広・河南・山西省の民人とは、みな皇帝の赤子である。奴才われは敢えてただ陝西省のためだけに考えることはできない。いま主子たる父親が真実のことを知りたいと旨を降したので、奴才われは敢えて真実に基づいて上奏しないといけない。奴才われは絶えず畏怖し、少し知ったところを謹んで奏聞した。康熙三十二年七月二十一日。

朱批の旨：このことの益がないことを、朕はずっと前から知っていて、大いに議論した。諸大臣らには、ただ河南陸路で運搬するとき民人が大いに苦しむという口実によって、フラタ・延興邦を打倒しようという考えがあることも、朕は明らかに知った。去年もし黄河で運搬した、襄陽の陸路で運搬した米を、河南の力で西安に送って来ることができなかったら、西安の緑旗兵を如何に安撫するのか。いまの上言によると、水路は知っていても運搬しなかった、民を知っていても苦しめたというのは物知らずの言葉ででまかせをしゃべっただけだ。水路はあまり重要ではないことを、少しも知らなかった。いまは或いは彼らの勝手が明白になったであろう。これにまた大いに事情があるのだ^[8]。

フォロンは就任してから、陝西省の被災地を速やかに救済するため、康熙帝の命令に従って、湖広（湖南・湖北両省）と江淮（江蘇省あたり）地方から併せて二十万石の穀物を陝西

に運び、西安駐防八旗と緑營兵の軍需問題を解決したばかりでなく、穀物減産による物価高騰を防止して社会情勢を安定させ、民を農業生産に戻すことができたのである。陝西の社会情勢を安定維持するには、なお穀物の調達が必要であった。しかし、一つの地域から重ねて穀物を調達し、陝西へ輸送することは不利になるため、康熙帝は、「湖灘河朔から運ぶ穀物の米を、古から運搬がなかった河によって運搬し、また大臣を遣わして襄陽の米穀を、漢江から商州まで通っている河によって運び、西安に至らせて販売し、穀物の値段を安定させたい」とした。このため、康熙帝はフォロンに対して、「水路で穀物を運搬することには、大いに有益になることがあるのか」と尋ねた。これに応じて、フォロンは自ら水路調査を行い、前述の奏摺にて回答したのである。「湖灘河朔」とは、モンゴル語で「qotan qosiyu」と呼び、現在の内モンゴル自治区の首都フフホト市の西南部にあるトクト（托克托）県あたりを指す。この地では、16世紀末期から漢人農民が入植し、黄河の水を引いて灌漑農業を行い、穀物生産が盛んであった。康熙帝は当初、この地で獲た穀物を、黄河水路に沿って南下して潼関あたりまで運び、それから渭河の水路で西安まで運ぶことを計画していた。これに対して、フォロンは「湖灘河朔から潼関に至るまでこの一帯の黄河の間には、竜王辿・禹門などの狭い険しい場所がある。水が甚だ急流で、しかも各地に灘があり、（舟を）引っ張る道が断たれている。竜王辿の百里の間では、すべて驢馬に乗せて、人が背負って、陸路で運んで、そして船に乗せてから、潼関へ運ぶことができる。昔から穀物を運んだ道ではないので、航行は甚だ困難である」と述べ、康熙帝の計画に反論した。また、康熙帝の別の案である、漢江から商州まで通っている河によって襄陽の米穀を西安まで運ぶ案に対し、フォロンは調査結果に基づき、「商州から襄陽に通っている河を調べて見ると、河の源は秦嶺山脈からでている。山が険しく、地形が高いので、河水は急流で、しかも浅い。底はすべて石なので、水が漲ったとき、船を流れに背いて引っ張ることはできない。水が退くと、浅いので、航行は甚だ困難である」と、やはり反論を述べた。その後、フォロンは、「（襄陽から）米を運搬するとき、船夫らが逃避し、竜駒寨に問題なく送ることができないので、民たちの力がまた大いに苦勞した。そればかりでなく、この米を西安まで送るには、水路・陸路の費用を併せて計算すると、一石米に三両あまりが必要である。いまは麦の収穫なので、西安省城の米の値段は、一石はただの二両一・二銭の値がする。……この状況を見ると、米運搬の費用をもって、秋の穀物収穫のときに西安所属州県の穀物の値段が低い地から購入して貯蔵したほうがよい。こうすると、錢糧を浪費せず、民力を苦しめず、しかも陝西省には大いに有益になる」と自分の意見を述べている。つまり、フォロンの意見は、外省から穀物を運搬すると輸送費が高く、また運搬で民力を疲勞させるので、それに比べて、西安近辺の、秋の収穫時に値段が安いところから穀物を購入して貯蔵したほうが有益である、というものであった。なお、自分

の提案が悉く否定されたため、康熙帝は朱批の中で、自分が水路の有益ではないことを知っていたにもかかわらず、なぜ水路を重視しなければならなかったか、その理由を述べている。すなわち、議政王大臣会議において、諸大臣らは民力の疲労を理由に、康熙帝を批判し、また民を苦しめたことを口実に、康熙帝の側近であるフラタたちを打倒しようとするので、陸路で民力を利用して穀物を運搬することが困難事であることを知りつつも、建前上再び民力を苦しめてはならなかったため水路を重視した、とのことであった。

このように、水利利用の背景にも清朝の政治闘争が存在していたため、康熙帝と側近のフォロンは奏摺をもとに頻繁な情報交換をして、満洲式分権体制の中で集権的皇帝体制を進めることが求められていたのである。

7. おわりに

本稿では、以下の結論を得ることができた。

一、康熙帝はモンゴルのガルダン戦争による一連の動乱の発生に伴い、漢地の安定を考えて、側近のフォロンを被災した西安に派遣し、雨雪の量・穀物の収穫・被災の状況・民衆の言論などを密かに満文で報告させ、政策を講じていた。その背景には、漢人社会に清朝の危機状態を秘匿したいということの他、陝西省は明末の農民反乱軍や王輔臣らが事件を起こした場所であり、また西安は清朝の西北辺境の防衛中心であったため、オイラト＝モンゴル人の動向や侵攻に対して防衛体制をとるためにも、早急かつ的確な対策が必要であった。

二、康熙帝が雨雪の量・穀物の収穫など自然環境の情報を得ようとしたのは、農業社会において反乱そのものを防ぐよりも、反乱の源を断つ、つまり農業生産の安定によって社会不安を起す種を除去しようと考えたためであろう。収集した情報に基づいて清朝が救済・支援の政策を論じ、漢人民衆の安定化に成功した背景には、康熙帝とフォロンが奏摺利用によって「自然環境情報—農業生産—漢人社会」の関係をより詳細に把握することができたことが挙げられる。

三、康熙帝は奏摺を利用して、農業に直接に関連する自然環境などの情報をコントロールすることによって、清朝上層部の政治を有利に動かし、巧妙に政局運営を行っていたのである。

康熙帝は奏摺を利用することで「清朝皇帝—側近の奏摺上奏者」体制を作り上げ、内閣六部制を代表とした中華王朝式政治体制、及び議政王大臣会議を代表とした満洲式政治体制と並存して「三元一体的支配」を形成し、清朝の国家行政をより円滑に進めることに成功した。それは、康熙帝が満洲領主制社会における主従関係の排他的性格をうまく国家行政に利用したものと見えよう。ガルダン戦争後、康熙帝は徐々に奏摺上奏者を拡大し、上三旗出身官僚

から下五旗を含めた旗人出身全般の有能官僚，それから少数の漢人科挙官僚にまで広げていくことになった。奏摺制度の利用が清朝の帝国支配成功の，重要な一因となることは言うまでもない。モンゴルやチベットに駐在する欽差大臣らがみな奏摺によって皇帝とやり取りしていたことを考えると，むしろ奏摺制度こそが清朝において最重要な普遍制度であり，大清帝国はこれによって「一元的支配」を形成したといえるのではないだろうか。入関後の大清帝国史において，八旗的・満洲的・分権的なハン権が，独裁的・漢地的・集権的な皇帝権に転換しようとした過程で，奏摺制度が大きな役割を果たしたことは間違いない。

満洲アイシン=ギョーロ氏出身の皇帝を奉戴する帝国清朝の漢地支配は，漢人による漢人支配と比べて，乖離する部分が当然あり，その分制度や政策の面でより精密に行う必要があった。明朝と比べて清朝の社会統制は強化され，国家機構はより効率的・現実的となっており，結果，社会はより安定していたとも言える。また，清朝は帝国として，漢地のことだけでなく，モンゴルやチベットのことも考える必要があり，翻ってその影響は当然漢地にも及ぶことになった。それらの要因によって，清朝は自然環境の情報まで入手するようになったと言えるだろう^[9]。

注

- [1] 内田直文「清代康熙年間における西北方面への穀物調達問題」、『東洋学報』，83巻3号，2001年，33-62頁，参照。
- [2] 同上，35頁。
- [3] 内田直文「清代康熙年間における奏摺政治の展開」、『九州大学東洋史論集』，第33号，2005年，140-173頁，参照。
- [4] 中国第一歴史檔案館蔵『康熙朝満文朱批奏摺』全宗号508/4-92・案巻号149，佛倫・農業・雨雪糧価，1353-1355頁。
- [5] 中国第一歴史檔案館蔵『康熙朝満文朱批奏摺』全宗号508/4-92・案巻号150，佛倫・農業・災情，1368-1376頁。
- [6] 中国第一歴史檔案館蔵『康熙朝満文朱批奏摺』全宗号508/4-92・案巻号144，佛倫・財政・田賦（地丁），1170-1186頁。
- [7] 中国第一歴史檔案館蔵『康熙朝満文朱批奏摺』全宗号508/4-92・案巻号148，佛倫・農業・屯墾耕作，1336-1343頁。
- [8] 中国第一歴史檔案館蔵『康熙朝満文朱批奏摺』全宗号508/4-92・案巻号145，佛倫・財政・田賦（漕糧），1198-1212頁。
- [9] 追記：本稿は，2016年1月22日，学習院大学にて開かれた「東アジア史特別講演会」での報告「康熙年間の満文史料からみた西安周辺の気候・災害・農業・水利」に基づいて執筆したものである。筆者は当初内田直文氏の論文を知らず，内容に若干の重複が発生してしまったが，これは筆者の注意不足であり，反省の念を抱くものである。読者の皆様には，ご了承を頂ければ幸いである。